

議案第94号

大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月30日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市印鑑条例の一部を改正する条例

大田原市印鑑条例（昭和50年条例第25号）の一部を次のように改正する。

目次中「第13条の3」を「第13条の2」に改める。

第2条中「住民票」を「本市の住民基本台帳」に改める。

第7条の2の見出し中「による印鑑登録証」を「への印鑑登録情報の搭載」に改め、同条第1項中「に替えて、印鑑の登録を受けている者を識別するための機能を付した」を「のほかに登録申請者が取得した」に、「を交付する」を「に第5条に規定する印鑑登録情報を搭載することができる」に改め、同条第2項中「交付を受けた個人番号カードは」を「印鑑登録情報を搭載した個人番号カード（以下「印鑑登録情報搭載個人番号カード」という。）を」に改める。

第7条の3（見出しを含む。）中「による印鑑登録証」を「に搭載した印鑑登録情報」に改める。

第13条第1項及び第2項中「印鑑登録証を」を「印鑑登録証又は印鑑登録情報搭載個人番号カードを」に改める。

第13条の2を削る。

第13条の3中「前2条」を「前条」に改め、同条を第13条の2とする。

附 則

この条例は、平成30年12月31日から施行する。